

## 【令和7年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 環境委員長 石川 建二

### ○「議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 指定管理者募集における競争性の担保について

川崎港コンテナターミナルは、国有財産である岸壁と一体的な運営が必要であるため、応募資格を京浜港の港湾運営会社又は同社と港湾施設の運営に実績のある事業者による共同事業体に限定している。この条件により、港湾運営会社の単独又は共同事業体を組成することによる応募の選択肢を設け、運営に当たっての提案内容や運営方法に競争性を担保している。

##### \* 川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会における選定評価の透明性及び適正性の担保に向けた取組について

選定評価の透明性及び適正性を担保するため、港湾分野の専門性を持つ委員に加え、会計、環境及びSDGsなど多様な分野の委員を選定し、評価を行っている。

##### \* 指定管理対象範囲の変更に伴う市への納付金に関する影響について

本施設では利用料金納付金制を導入しており、指定管理者は利用許可等による収入から必要経費を差し引き、所定の納付率に基づき算定した額を市に納付する仕組みを採用している。指定管理対象範囲の変更に伴い、必要経費における電気代等が変動するため、一定程度、納付金額への影響はあると認識している。

##### \* 指定管理予定者の共同事業体に関する運営体制、戦略立案、現場運用の役割分担及び意思決定について

川崎港の港湾戦略は、港湾管理者である本市が川崎港長期構想及び川崎港港湾計画に基づき行政計画を策定し、指定管理者と連携して戦略を立案している。運営体制としては現場の維持管理を川崎臨港倉庫埠頭株式会社が担い、ポートセールスを横浜川崎国際港湾株式会社が本市と連携して主導し、両者の役割分担に基づいて意思決定を行う予定である。

##### \* コンテナ取扱貨物量の現況及び今後の見込みについて

令和7年1月から6月における取扱貨物量の合計は50,906TEUで、前年同期の47,913TEUを上回り、減少傾向から回復に向かっている。今後については現状の回復傾向に基づき、増加を見込んでいる。

##### \* 令和11年度までのコンテナ取扱貨物量20万TEUの実現に向けた具体策について

扇町地区で大型物流倉庫の整備が進んでおり、倉庫の稼働による川崎港利用の増加が見込まれている。また、臨港道路東扇島水江町線の整備により、利便性を向上させるとともに、ポートセールスとして東南アジア航路の週2便化や中国渤海湾航路の増便を官民一体で推進する予定である。

##### \* 不透明な国際情勢下における本市の取扱貨物量増加に向けた中国航路の増便見込みについて

中国の山東半島周辺には日本向け食品の加工工場があり、現在も東扇島倉庫へ食品関連貨物の取扱いがある等、川崎港への需要はあると認識している。今後も国際情勢の状況を注視し、川崎港への貨物誘致に向けたポートセールスを継続する予定である。

\* 港湾業界における若手人材の確保及び育成に向けた取組について

若手人材の確保及び育成に向けて、川崎港運協会等と連携し、川崎港を周知する取組を進めている。具体的には、中学生等の若年層を対象としたコンテナ施設の見学及び川崎港への関心を高めるイベント等を実施している。また、長年にわたり開催している川崎みなと祭りでは、港に親しむ機会を提供するなど、港湾業界への関心を高めることを目的とした取組を行っている。

\* 川崎港におけるヒアリ類の発見状況について

ヒアリについては現時点で発見されていないが、アカカミアリが今年度に発見された。

《意見》

\* 港湾法に基づき、応募資格は港湾運営会社に限定されているが、川崎港においては令和13年以降に堀込部を含む再編整備が予定されていることから、今後の選定に当たっては応募者による提案内容の充実を図る観点から柔軟かつ適切に対応してほしい。

\* 港湾エリアの投資及び管理運営に関する情報を可視化し、透明性を高めてほしい。

\* 指定管理者の指定に当たり、選定及び評価の段階から客観的かつ説明可能な確認体制を確立し、市民にも分かりやすく説明できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第32号 上下水道料金の値上げを防ぐため、川崎市上下水道事業経営審議委員会に市民意見を届けることを求める請願」

《請願の要旨》

川崎市上下水道事業経営審議委員会に対し、一般家庭の水道料金及び下水道使用料の値上げを行わないこと、「通増型料金体系（上水）」「累進使用料体系（下水）」を存続すること並びに神奈川県内広域水道企業団との契約水量減量、生田浄水場再整備及び一般会計からの繰入れの増額なども検討し、市民の上下水道料金の負担を軽くする検討を行うことを市民の意見として伝え、事業の検討及び審議に資するよう求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎市上下水道事業経営審議委員会は、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的として設置されている。学識経験者等15名以内の委員で構成し、必要に応じて部会を設置することが可能である。令和6年5月10日付で「本市にふさわしい水道料金及び下水道使用料制度等のあり方」について市から諮問されたことを受け、専門的かつ機動的な体制で検討を進めるため、学識経験者8名で構成する「水道事業及

び下水道事業の料金制度等あり方検討部会」を設置した。当部会は本年3月までに5回開催されており、その審議内容については中間報告として5月に環境委員会へ報告したところである。また、その後、第7回まで部会が開催され、今後は引き続き11月下旬の第8回部会、12月下旬の第9回部会及び来年1月中旬の委員会審議を経て、2月上旬に答申が行われる見込みであり、その内容を環境委員会へ報告する予定である。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 第6回及び第7回の「水道事業及び下水道事業の料金制度等あり方検討部会」で議論された内容について

第6回部会では水道事業、第7回部会では下水道事業を対象に、それぞれ今後の財政シミュレーションについて、今後の料金改定率の検討に資する内容を審議した。

##### \* 経営審議委員会に関する独立性の担保について

経営審議委員会は外部の学識経験者8名に加え、商工会議所推薦者、全町内会連合会の代表者、公募市民2名等、第三者を委員としてすることで独立性を担保している。

##### \* 水道料金の改定に関する議案を議会へ提出する時期について

経営審議委員会の答申を踏まえながら、今後の財政状況を考慮して検討し、料金改定の方向性を示す予定であり、具体的な時期は未定である。

##### \* 老朽化した水道管路に関する今後の取扱いについて

令和6年度末時点で、法定耐用年数を超える老朽化した水道管路は約27パーセントから28パーセントあり、今後は法定耐用年数超過管路の更新を進めることで全体の割合を抑制していく。また、法定耐用年数を超えた管路について直ちに破損が生じるものではないため、長期使用を見据えた維持管理も併せて行う予定である。

#### 《取り扱い》

- ・水道料金等の引上げを行わないよう意見を経営審議委員会へ届ける等の請願の願意は理解するが、議会としては、上下水道を取り巻く環境を総合的に判断し、耐震化など市民の安全を確保する責任がある。現時点で水道料金等の引上げを行わないことを趣旨とする請願を採択することは、総合的な判断を妨げる可能性があるため、不採択とすべきである。
- ・水道料金等の価格については市民の関心が高く、物価高騰の情勢にあっても、料金の引上げを避ける視点を持って検討していることには一定の理解を示すが、水道は生活に不可欠なインフラであり、事業の継続性・持続性の確保が極めて重要である。市は令和6年5月10日付の諮問において、小口使用者の負担増に対する配慮の必要性に言及しており、経営審議委員会は独立性が担保されていることからも、現時点では答申を待つ段階である。そのため、現時点において水道料金等の引上げをしないことを趣旨とする請願を採択することは、今後の議論や答申を尊重する観点から適切ではないため、不採択とすべきである。
- ・昨今の物価高騰に対する市民の声があることは理解しているが、水道管路や施設

は老朽化により更新時期を迎えており、こうした課題への対応を含めて総合的な議論が必要である。現時点での水道料金等の引き上げを行わないことを趣旨とする請願を採択すると、今後の議論や必要な更新計画に影響を及ぼす可能性があるため、不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択